

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年4月7日提出
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 裕之
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	生稲 博美
【電話番号】	03-5290-3429
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日米4資産スマートバランス（DC年金）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	募集額 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日米４資産スマートバランス（ＤＣ年金）（以下「当ファンド」といいます。）

ただし、愛称として「きんとう君（ＤＣ年金）」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

３,０００億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日^{※１}の翌営業日の基準価額^{※２}とします。

※１ 日本における委託会社および販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカントイル取引所の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

※２ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■委託会社の照会先

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5290-3519（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

１円単位を最低単位として、販売会社が定める単位。

※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間 平成28年４月８日から平成29年４月７日までです。

※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所は、原則として販売会社の本支店等とします。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

■委託会社の照会先

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5290-3519（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

投資家から申込まれた募集に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

原則として申込取扱場所と同じです。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】**①申込証拠金**

ありません。

②日本以外の地域における発行

ありません。

③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、「日米4資産スマートバランス マザーファンド」および「マネープールマザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として、信託財産の着実な成長を目指して運用を行うことを基本とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜当ファンドの商品分類の定義＞

項目	該当する 商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投信その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回	欧州		
債券	(隔月)	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他（ ）	中近東（中東）		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券（資産複合（債券、株価指数先物取引、債券先物取引））)				
資産複合（ ）				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますの
で、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

（注3）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載
しております。

＜当ファンドの属性区分の定義＞

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券（資産複合 (債券、株価指数先物取引、債券先物取引)))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、債券、株価指数先物取引、債券先物取引に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本、北米	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本、北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

＜ファンドの特色＞

ファンドの目的

主として米国と日本の株価指数先物取引および債券先物取引、先進国の公社債等への投資を通じて、信託財産の着実な成長を図ることを目的とします。

ファンドの特色



主として、米国と日本の株式、債券に分散投資し、特定の市場動向に左右されない、信託財産の着実な成長を目指します。

- 実際の投資にあたっては、日米の株価指数先物取引および債券先物取引を活用します。

	株式	債券
米国	S&P500株価指数先物取引 [※]	米国債10年先物取引
日本	TOPIX先物取引	日本国債10年先物取引

※1/5の単位で取引できる、EミニS&P500株価指数先物取引を活用する場合があります。

・取引対象は今後変更になる可能性があります。

- 先物取引以外の部分については、主として先進国の国債に投資を行います。

- 中長期的に推定されるリスク水準は標準偏差4.0%(年率)程度[※]です。

標準偏差：投資における代表的なリスク尺度です。リターンのはらつき具合を示す統計値であり、標準偏差の値が大きい程リターンのはらつきが大きくなります。

※上記数値は運用成果を保証するものではありません。また、将来変更される可能性があります。



「リスク・パリティ運用」を活用します。

- 株式、債券の値動きがファンド全体に与える影響(リスク寄与度)を、概ね(均等)とするように、各資産の組入比率を決定します。
 - ・組入比率の見直しは、原則、月次で行います。
- 組入資産の配分を均等とする資産配分固定型のファンドに比べて、リスクの低減が期待できます。



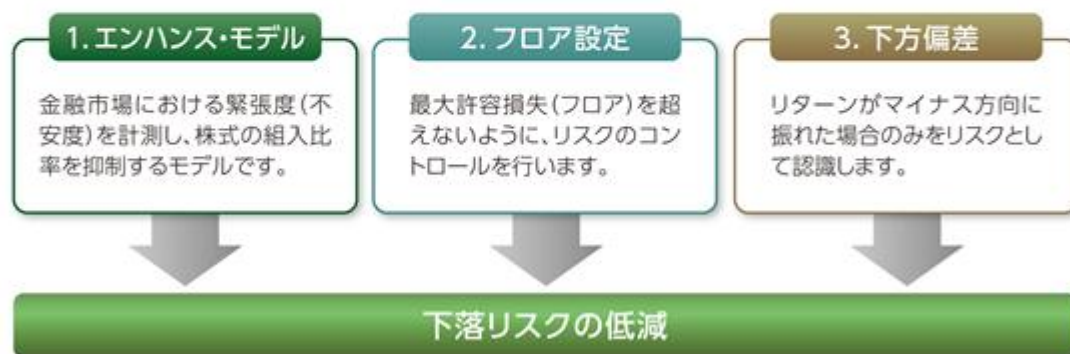
※上記はイメージ図であり、実際の運用状況を表したものではありません。

3

当ファンドでは「リスク・パリティ運用」に〈独自の3つの仕組み〉を追加することにより、下落リスクに強く、安定した運用成果を目指します。

- リスク・パリティ運用は、リスク・コントロールに優れた運用手法ですが、時期によっては下落リスクを的確に把握できず、運用収益が大きく減少する可能性があります。そのため、当ファンドでは、〈独自の3つの仕組み〉を加えて、より安定した運用を目指します。

当ファンドの〈独自の3つの仕組み〉



1. エンハンス・モデル

- 日本・米国それぞれの金融市場における緊張度(不安度)を計測します。緊張度(不安度)が高まると、一般的には株価が下落する可能性が高まりますので、株式先物取引の買建額を減少することで株式の組入比率を引き下げます。
※組入比率を引き下げた状態で、株価が上昇した場合は、その値上がり益を享受できないことがあります。
- なお、この期間中は、リスク・パリティ運用にはなりません、緊張度(不安度)が解消されたと判断した場合は、通常のリスク・パリティ運用を再開します。

2. フロア設定

- ある期間内の最大許容損失(フロア)をあらかじめ設定しておき、最大許容損失(フロア)を超えないように、リスクのコントロールを行う運用方法です。
- 当ファンドでは、月次で最大許容損失(フロア)の設定を行い、月次リターンが最大許容損失(フロア)を超えないように、月中にリスクのコントロールを行います。
・リスクのコントロールは、先物取引の買建額を減少させることにより行います。
※リスクのコントロールを行った状態で、投資している資産の価格が上昇した場合は、その値上がり益を享受できないことがあります。

3. 下方偏差

- リスクの計測には、一般的に標準偏差を用いますが、当ファンドでは「下方偏差」を用います。
- 標準偏差では、リターンがマイナス方向に振れた場合だけでなく、プラス方向に振れた場合もリスクとして捉えるのに対し、当ファンドの「下方偏差」では、リターンがマイナス方向に振れた場合のみをリスクとして認識します。



実質組入外貨建て資産については、原則として、対円で為替ヘッジを行います。

・当ファンドは、レバレッジを利用して投資対象資産(日米の株式、債券)に対して2倍の値動きを目指して運用を行う「日米4資産スマートバランス マザーファンド」、およびわが国の残存期間の短い公社債や短期有価証券等に投資を行う「マネーボールマザーファンド」に概ね50:50の比率で投資します。

・したがって、当ファンドは、レバレッジが概ね1倍となり、実質的に日米の株式、債券と同程度の値動きを目指して運用を行います。

※「日米4資産スマートバランス マザーファンド」の実際の投資にあたっては、日米の株価指数先物取引および債券先物取引を活用し、原則として、買建額の時価総額の合計が当マザーファンドの純資産総額の2倍程度になるよう調整します。

※資金動向、市況動向、投資信託財産の規模等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

レバレッジとは…

レバレッジとは「てこ」を意味します。小さな力で大きなものを動かす「てこ」の作用になぞらえ、少額の投資資金で、投資資金を上回る金額分の取引を行うことをいいます。

例えば先物取引等において、当初の投資金額に対して数倍の取引を行うことで、対象とする商品の価格変動に対して、大きな投資効果が期待できます。ただし、その反面、通常の投資よりも大きな損失が発生することがあります。



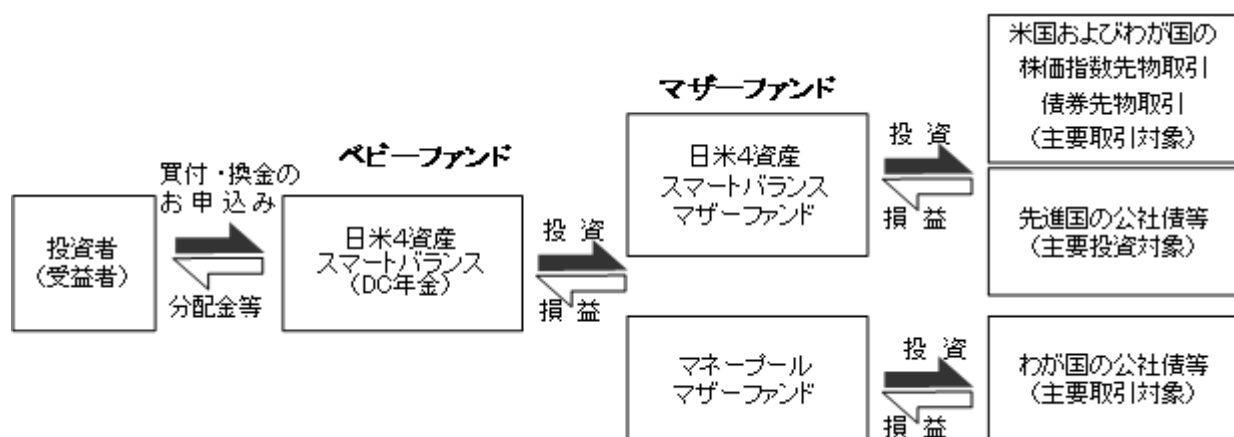
（２）【ファンドの沿革】

平成26年8月28日 信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

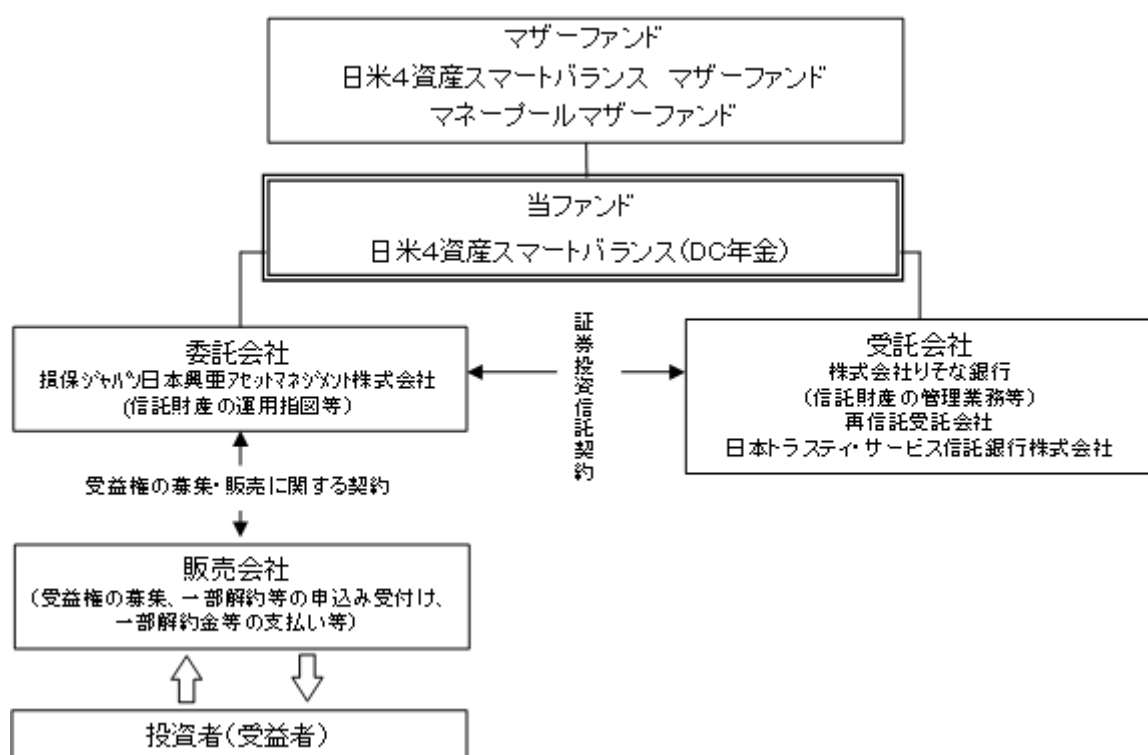
① ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



「マネーパールマザーファンド」および「日米4資産スマートバランス マザーファンド」には、日米4資産スマートバランス（DC年金）以外にも当該マザーファンドに投資するファンド（ベビーファンド）があります。また、今後当該マザーファンドに投資する他のファンドが設定される場合もあります。

ファンドの関係法人図



② ファンドの関係法人

(i) 委託会社または委託者：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

(ii) 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

(iii) 受託会社または受託者：株式会社りそな銀行

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

③ 委託会社等の概況

(i) 資本金の額 1,550百万円（平成28年1月末現在）

(ii) 委託会社の沿革

昭和61年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
昭和62年	2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年	9月9日	投資一任業務の認可取得
平成3年	6月1日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成10年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
平成14年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年	9月30日	金融商品取引業者として登録
平成22年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更

(iii) 大株主の状況（平成28年1月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	24,085	100.0

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長を図ることを目的とします。

b. 運用方針

① 投資対象

日米4資産スマートバランス マザーファンド受益証券およびマネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

(i) 日米4資産スマートバランス マザーファンド受益証券およびマネープールマザーファンド受益証券への投資を通じて、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

(ii) 日米4資産スマートバランス マザーファンド受益証券は、米国およびわが国の株価指数先物取引および債券先物取引を主要取引対象とし、残存期間の短い先進国の公社債等を主要投資対象とします。株価指数先物取引および債券先物取引等の買建額の時価総額の合計が、原則として当該マザーファンドの信託財産の純資産総額の2倍程度となるよう調整を行います。

原則として、ポートフォリオ全体へのリスク寄与度が概ね均等となるように、各資産の組入比率を調整するリスク・パリティ運用を基本とし、1) エンハンス・モデル、2) フロアの設定、3) 下方偏差の利用という3つの仕組みを追加することにより、下落リスクを低減しつつ、安定した収益の確保を目指します。

(iii) マネープールマザーファンド受益証券は、わが国の公社債等を主要投資対象とします。

(iv) 各マザーファンド受益証券への投資比率は、概ね50：50とします。

(v) 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。

(vi) 資金動向、市況動向その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(i) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

② 委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された「日米4資産スマートバランス マザーファンド」および「マネープールマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
なお、前記1.の証券ならびに証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま。
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

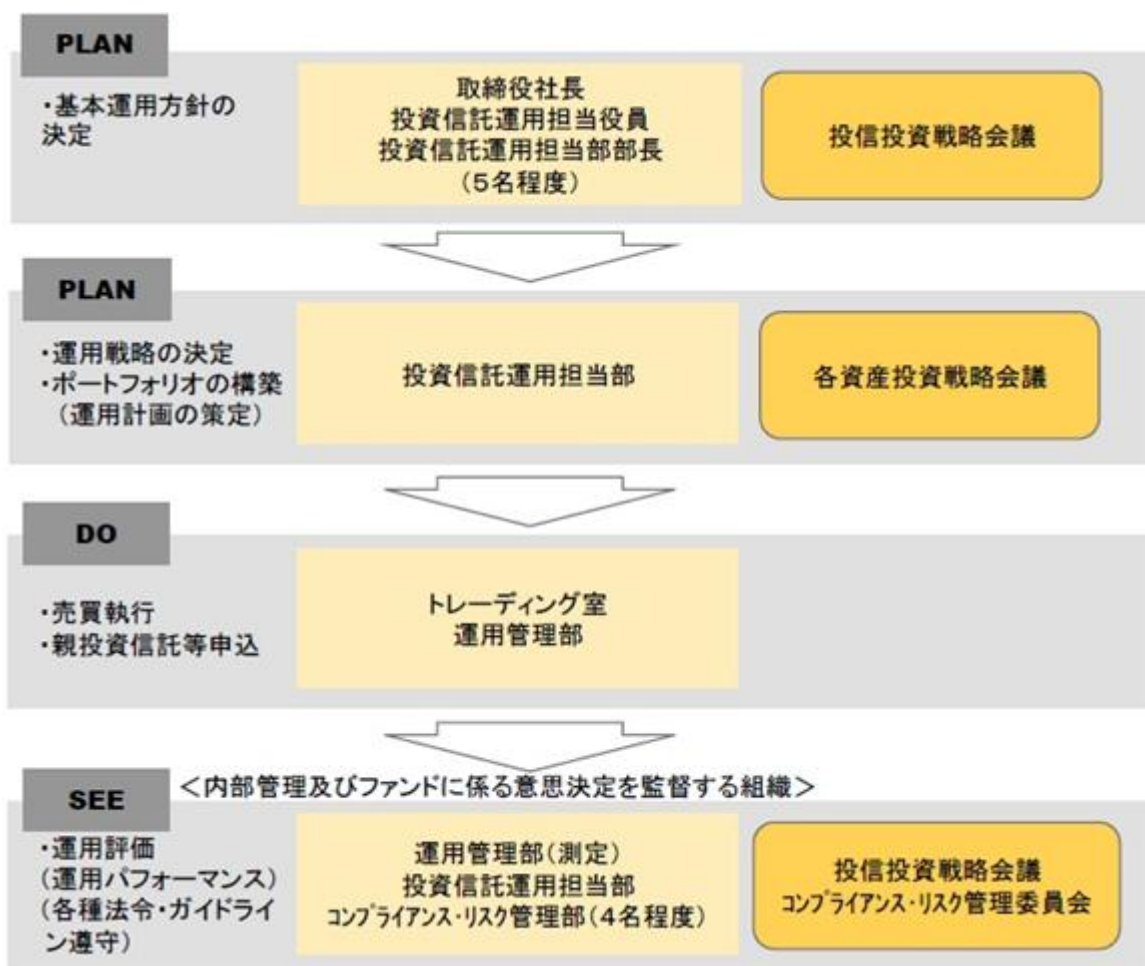
（運用体制）

- ① 投信投資戦略会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
- ② 各資産投資戦略会議は、投信投資戦略会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、運用計画を策定します。
- ③ 各資産投資戦略会議で策定された運用計画に基づき、トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
- ④ 運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、投信投資戦略会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



※平成28年1月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として１月８日。ただし休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

a. 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。）ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 投資する株式等の範囲
 - (i) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (ii) 前記(i)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑨ 信用取引の指図範囲
 - (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (ii) 前記(i)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総

額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ii）の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑩ 公社債の空売りの指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 前記（i）の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ii）の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑪ 公社債の借入れの指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ii) 前記（i）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記（ii）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 前記（i）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑫ 先物取引等の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (iii) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑬ スワップ取引の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (iv) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑭ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - (iv) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑮ 有価証券の貸付の指図および範囲
- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. および2. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - (ii) 前記1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (iii) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑯ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑰ 外国為替予約の指図
- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
 - (ii) 前記(i)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (iii) 前記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑱ デリバティブ取引等に係る投資制限
- 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑲ 資金の借入れ
- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含み

ます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (iii) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑳ 受託会社による資金の立替え

- (i) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ii) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- (iii) 前記(i)および(ii)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

① 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

（参考）「日米4資産スマートバランス マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的とします。

2. 運用方針

（1）投資対象

米国およびわが国の株価指数先物取引および債券先物取引を主要取引対象に、残存期間の短い先進国の公社債等を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 米国およびわが国の株価指数先物取引および債券先物取引を主要取引対象に、残存期間の短い先進国の公社債等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② 株価指数先物取引および債券先物取引等の買建額の時価総額の合計が、原則として信託財産の純資産総額の2倍程度となるよう調整を行います。
- ③ 原則として、ポートフォリオ全体へのリスク寄与度が概ね均等となるように、各資産の組入比率を調整するリスク・パリティ運用を基本とし、1) エンハンス・モデル、2) フロアの設定、3) 下方偏差の利用という3つの仕組みを追加することにより、下落リスクを低減しつつ、安定した収益の確保を目指します。
- ④ 組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行います。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑧ 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑨ 投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものをいいます。以下同じ。））ならびに投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡し取引及び為替先渡し取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

（参考）「マネープールマザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方針

（1）投資対象

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① わが国の公社債等に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- ② 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利子等収益の確保をはかり、あわせてコール・ローン等で運用を行うことで流動性の確保をはかります。
- ③ 資金動向、市況動向その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 投資環境によっては、防衛的な観点から委託者の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡し取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

①価格変動リスク

当ファンドの主要取引対象である株価指数先物取引および債券先物取引の価格は、先物市場の需給により変動します。

株価指数先物取引は国内外の政治・経済情勢、市況等、対象となる指数を構成する株式の価格の影響を受けます。債券先物取引は、金利の変動の影響を受けます。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。

先物の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

②信用リスク

有価証券等の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている有価証券等の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、有価証券等の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

③流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

④為替変動リスク

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

①クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

②収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

③マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

④レバレッジ取引について

主要投資対象の1つである「日米4資産スマートバランス マザーファンド」において、株価指数先物取引および債券先物取引の買建額が、原則として当マザーファンドの純資産総額の2倍程度となるように調整を行います。

したがって、株式や債券市場が下落した場合には、レバレッジを利用しない場合に比べて、多額の損失が発生する場合があります。

なお、当ファンドでは、「日米4資産スマートバランス マザーファンド」と「マネープールマザーファンド」に概ね50：50の比率で投資しますので、レバレッジ1倍といえます。

⑤ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

⑥販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

⑦お申込み、ご換金に関わる留意点

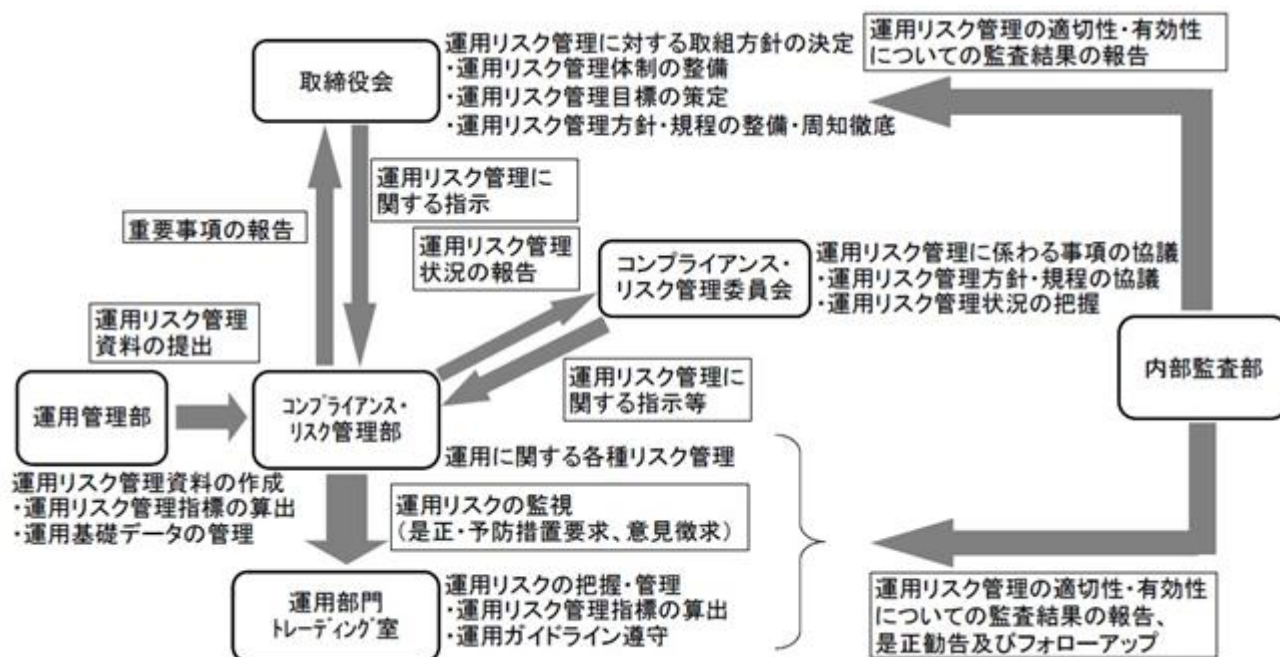
<お申込時>

委託会社は、取得申込総額が多額な場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

<ご換金時>

委託会社は、換金の請求総額が多額な場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

＜リスクの管理体制＞



※運用リスクには流動性リスクを含みます。

（注）上図は、平成28年1月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

※データは、設定日より掲載しています。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

※ファンドと代表的な資産クラスの対象期間が異なりますので、ご注意ください。



●上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●上記は、期間5年のグラフになります。

●「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

日本国債…NOMURA-BPI 国債

先進国株…MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

・東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時 (1968年1月4日終値) の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数 (TOPIX) は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース) は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース) をもとに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

・NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

・JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイドは、J.P. Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。同指数の著作権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。信託財産留保額ははありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.702%（税抜0.65%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです（下記④のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率0.30%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.30%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.05%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 信託報酬に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）
- ④ 信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。
- ⑤ 組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.004752%（税抜0.0044%））を乗じて日々計算し、毎計算期末の最初の６ヵ月終了日および各計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、監査費用の上限金額については、変動する可能性があります。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
------	----------------------

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。なお、税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合は、内容が変更されることがあります。

※配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成28年1月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	3,527,270	98.63
内 日本	3,527,270	98.63
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	48,870	1.37
純資産総額	3,576,140	100.00

(参考) マザーファンドの投資状況

日米4資産スマートバランス マザーファンド

平成28年1月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	2,265,638,860	74.87
内 日本	2,265,638,860	74.87
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	760,326,032	25.13
純資産総額	3,025,964,892	100.00

その他資産の投資状況

平成28年1月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	455,514,290	△15.05
内 日本	455,514,290	△15.05
株価指数先物取引（買建）	226,486,062	7.48
内 日本	158,290,000	5.23
内 アメリカ	68,196,062	2.25
債券先物取引（買建）	5,857,348,273	193.57
内 日本	5,264,700,000	173.98
内 アメリカ	592,648,273	19.59

マネープールマザーファンド

平成28年1月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	1,404,282,300	79.55
内 日本	1,103,910,500	62.53
内 アメリカ	200,279,400	11.34
内 オランダ	100,092,400	5.67
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	361,097,416	20.45
純資産総額	1,765,379,716	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。
- (注3) 為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
- (注4) 先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

平成28年1月29日現在

順位	銘柄名 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	日米4資産スマートバランス マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	1,676,338	1.0443 1,750,624	1.0597 1,776,415	— —	49.67%
2	マネープールマザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	1,746,489	1.0024 1,750,681	1.0025 1,750,855	— —	48.96%

- (注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。
- (注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成28年1月29日現在

種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.63%
合計	98.63%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

日米4資産スマートバランス マザーファンド

平成28年1月29日現在

順位	銘柄名 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	3 6 1 2年国債 日本	国債証券	1,700,000,000	100.24 1,704,131,000	100.26 1,704,493,100	0.100000 2018/2/15	56.33%
2	3 5 6 2年国債 日本	国債証券	560,000,000	100.26 561,489,040	100.20 561,145,760	0.100000 2017/9/15	18.54%
3	1 2 6 5年国債 日本	国債証券	—	— —	— —	0.100000 2020/12/20	—%

- (注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。
- (注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成28年1月29日現在

種類	投資比率
国債証券	74.87%
合計	74.87%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

マネープールマザーファンド

平成28年1月29日現在

順位	銘柄名 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	4 5 1 関西電力 日本	社債券	100,000,000	101.26 101,263,000	101.05 101,052,500	1.850000 2016/9/20	5.72%
2	4 フジメディアHD 日本	社債券	100,000,000	100.95 100,954,000	100.86 100,866,500	1.066000 2016/12/20	5.71%
3	5 2 1 東京電力 日本	社債券	100,000,000	100.85 100,855,000	100.59 100,590,400	1.970000 2016/6/27	5.70%
4	3 0 0 北陸電力 日本	社債券	100,000,000	100.35 100,350,000	100.29 100,298,000	0.500000 2016/11/30	5.68%
5	7 オリエンタルランド 日本	社債券	100,000,000	100.40 100,407,000	100.26 100,266,700	1.860000 2016/3/23	5.68%
6	3 東日本旅客鉄道 日本	社債券	100,000,000	101.49 101,496,000	100.26 100,261,100	3.950000 2016/2/25	5.68%
7	2 5 三井不動産 日本	社債券	100,000,000	100.36 100,361,000	100.21 100,216,800	1.805000 2016/3/16	5.68%
8	2 3 GEキャピタル アメリカ	社債券	100,000,000	100.25 100,251,000	100.19 100,196,100	0.450000 2016/9/20	5.68%
9	2 8 0 四国電力 日本	社債券	100,000,000	100.20 100,208,000	100.12 100,122,300	0.550000 2016/5/25	5.67%
10	3 興銀リース 日本	社債券	100,000,000	100.15 100,152,000	100.09 100,098,600	0.267000 2016/12/2	5.67%
11	2 0 ラボバンク・ネダー オランダ	社債券	100,000,000	100.15 100,151,000	100.09 100,092,400	0.487000 2016/5/24	5.67%
12	1 0 JPモルガンチエース アメリカ	社債券	100,000,000	100.14 100,148,000	100.08 100,083,300	0.462000 2016/6/13	5.67%
13	6 2 アコム 日本	社債券	100,000,000	100.23 100,230,000	100.07 100,078,800	1.070000 2016/3/4	5.67%
14	2 5 日産フィナンシャル 日本	社債券	100,000,000	100.09 100,095,000	100.05 100,058,800	0.212000 2016/12/20	5.67%

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成28年1月29日現在

種類	投資比率
社債券	79.55%
合計	79.55%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資資産

日米4資産スマートバランス マザーファンド

平成28年1月29日現在

種類	地域	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
為替予約 取引	日本	アメリカ・ドル売／円買2016 年03月	売建	3,773,000	444,006,640	455,514,290	△15.05%
株価指数 先物取引	大阪取引 所	TOPIX 先物 2803月	買建	11	157,155,400	158,290,000	5.23%
	シカゴ商 品取引所	E-mini S&P 500 Futures	買建	6	69,857,420	68,196,062	2.25%
債券先物 取引	大阪取引 所	長国2803月限	買建	35	5,228,066,200	5,264,700,000	173.98%
	シカゴ証 券取引所	10-Year US Treasury Note	買建	38	584,533,000	592,648,273	19.59%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表
する清算値段又は最終相場で評価しています。

（注3）為替予約取引の時価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評
価しています。為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

マネープールマザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（平成28年1月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は
次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成27年1月8日)	4,143,249	4,143,249	0.9963	0.9963
第2計算期間末 (平成28年1月8日)	3,502,889	3,502,889	0.9954	0.9954
平成27年1月末日	4,174,817	—	0.9986	—
2月末日	4,041,375	—	0.9980	—
3月末日	4,851,236	—	0.9982	—
4月末日	4,974,600	—	1.0025	—
5月末日	5,094,543	—	1.0048	—
6月末日	4,680,783	—	0.9931	—

7月末日	4,812,901	—	1.0009	—
8月末日	4,873,157	—	0.9926	—
9月末日	3,207,444	—	0.9932	—
10月末日	3,244,039	—	0.9985	—
11月末日	3,465,804	—	0.9990	—
12月末日	3,504,640	—	0.9959	—
平成28年1月末日	3,576,140	—	1.0023	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△0.4
第2計算期間	△0.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	4,535,379	376,545
第2計算期間	1,848,053	2,487,929

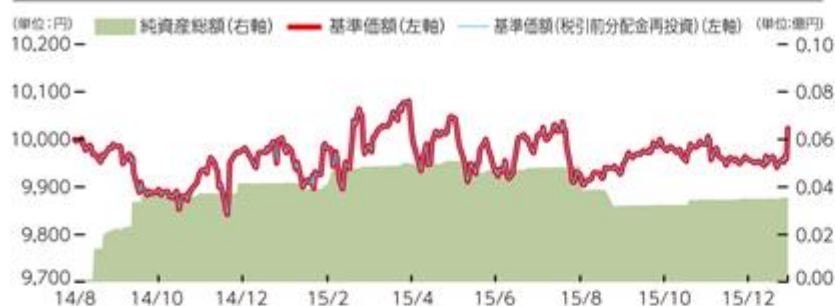
(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

<参考情報>

基準日：2016年1月29日

基準価額・純資産の推移 2014/08/28～2016/01/29



基準価額	10,023円
純資産総額	0.04億円

分配の推移

2015年01月	0円
2016年01月	0円
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

●1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

日米4資産スマートバランス(DC年金)

資産別構成	資産の種類	純資産比
	日米4資産スマートバランスマザーファンド	49.67%
	マネープールマザーファンド	48.96%
	コール・ローン等	1.37%
	合 計	100.00%

日米4資産スマートバランスマザーファンド

資産別構成	資産の種類	純資産比
	公社債	74.9%
	コール・ローン等	25.1%
	合 計	100.0%
	国内株式 先物	5.2%
	米国株式 先物	2.3%
	国内債券 先物	174.0%
	米国債券 先物	19.6%

組入上位銘柄 (現物)	銘柄名	通貨	資産	純資産比
	1 361 2年国債	円	国内債券	56.3%
	2 356 2年国債	円	国内債券	18.5%
組入銘柄数			2銘柄	

組入上位銘柄 (先物)	銘柄名	通貨	資産	純資産比
	1 長国2803月限	円	国内債券先物	174.0%
	2 10-Year US Treasury Note	アメリカ・ドル	米国債券先物	19.6%
	3 TOPIX 先物 2803月	円	国内株式先物	5.2%
	4 E-mini S&P 500 Futures	アメリカ・ドル	米国株式先物	2.3%
組入銘柄数			4銘柄	

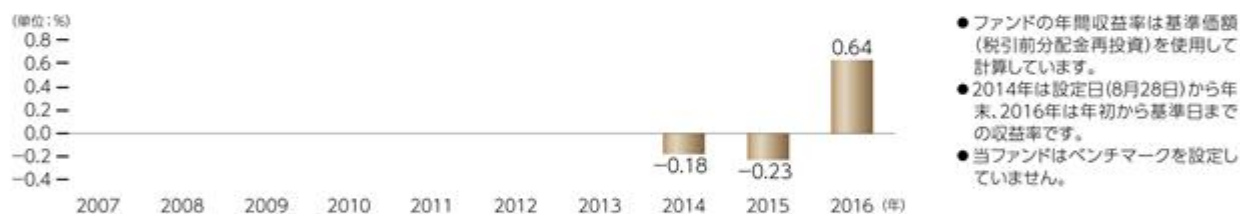
- ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 表中の各数値は四捨五入して表示していることがありますので、合計が100%とならない場合があります。

マネーボールマザーファンド

資 産 別 構 成	資産の種類	純資産比	種 類 別 構 成	資産の種類	純資産比
	公社債	79.55%		社債券	79.5%
	コール・ローン等	20.45%		コール・ローン等	20.4%
	合 計	100.00%		合 計	100.0%

組入上位10銘柄	銘柄名		種 類	償 還 日	純資産比
	1	451 関西電力	社債券	2016/09/20	5.7%
	2	4 フジメディアHD	社債券	2016/12/20	5.7%
	3	521 東京電力	社債券	2016/06/27	5.7%
	4	300 北陸電力	社債券	2016/11/30	5.7%
	5	7 オリエンタルランド	社債券	2016/03/23	5.7%
	6	3 東日本旅客鉄道	社債券	2016/02/25	5.7%
	7	25 三井不動産	社債券	2016/03/16	5.7%
	8	23 GEキャピタル	社債券	2016/09/20	5.7%
	9	280 四国電力	社債券	2016/05/25	5.7%
	10	3 興銀リース	社債券	2016/12/02	5.7%
	組 入 銘 柄 数			14銘柄	

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 表中の各数値は四捨五入して表示していることがありますので、合計が100%とならない場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。
- ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカントイル取引所の休業日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。
- お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）
- 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。
- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。
- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額[※]とします。

※基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

■委託会社の照会先

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5290-3519（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

- (4) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。当ファンドは確定拠出年金制度による取得の申込みのみの取扱いとなります。
- ※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (5) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカンタイル取引所の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

- (4) 委託会社は、換金の請求総額が多額な場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- (5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ① 基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場

の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

- ② 基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

■委託会社の照会先

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5290-3519（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第50条第1項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月9日から翌年1月8日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

- (i) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託会社は、前記(i)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iii) 前記(ii)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(iii)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 前記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(v) 前記(ii)から(iv)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(ii)から(iv)までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

(i) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ii) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第51条の規定にしたがいます。

③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

(i) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ii) 前記(i)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第51条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

(i) 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ii) 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第51条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(ii) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 信託約款の変更等

(i) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本⑥(i)から(vii)までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託会社は、前記(i)の事項（前記(i)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記(i)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii) 前記(ii)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(iii)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知

れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 前記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 前記(ii)から(v)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 前記(i)から(vi)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦ 運用報告書に記載すべき事項の提供

(i) 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

(ii) 前記(i)の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑧ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨ 関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

⑩ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（１） 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。分配金は自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２） 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。償還金は、償還日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３） 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として午後３時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（４） 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５） 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成27年1月9日から平成28年1月8日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【日米４資産スマートバランス（ＤＣ年金）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 平成27年１月８日現在	第２期 平成28年１月８日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	53,510	55,110
親投資信託受益証券	4,097,291	3,461,305
流動資産合計	4,150,801	3,516,415
資産合計	4,150,801	3,516,415
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	546	1,001
未払委託者報酬	6,991	12,495
その他未払費用	15	30
流動負債合計	7,552	13,526
負債合計	7,552	13,526
純資産の部		
元本等		
元本	4,158,834	3,518,958
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△15,585	△16,069
純資産合計	4,143,249	3,502,889
負債純資産合計	4,150,801	3,516,415

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成26年 8 月28日 至 平成27年 1 月 8 日	第 2 期 自 平成27年 1 月 9 日 至 平成28年 1 月 8 日
営業収益		
有価証券売買等損益	8,291	14,014
営業収益合計	8,291	14,014
営業費用		
受託者報酬	546	2,211
委託者報酬	6,991	27,354
その他費用	15	61
営業費用合計	7,552	29,626
営業利益又は営業損失（△）	739	△15,612
経常利益又は経常損失（△）	739	△15,612
当期純利益又は当期純損失（△）	739	△15,612
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,377	△9,967
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	△15,585
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,610	7,669
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,610	7,669
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,311	2,508
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,311	2,508
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△15,585	△16,069

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 平成27年1月8日現在	第2期 平成28年1月8日現在
1. 受益権の総数	4,158,834口	3,518,958口
2. 元本の欠損	15,585円	16,069円
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9963円 (9,963円)	0.9954円 (9,954円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 平成26年8月28日 至 平成27年1月8日	第2期 自 平成27年1月9日 至 平成28年1月8日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益（591円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（2,525円）、信託約款に規定される収益調整金（162円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は3,278円（1万口当たり7.88円）ですが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	計算期間末における経費控除後の配当等収益（0円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,384円）及び分配準備積立金（1,708円）より分配対象収益は3,092円（1万口当たり8.79円）ですが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成26年8月28日 至 平成27年1月8日	第2期 自 平成27年1月9日 至 平成28年1月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （2）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 平成27年1月8日現在	第2期 平成28年1月8日現在
----	--------------------	--------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 平成27年1月8日現在	第2期 平成28年1月8日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	第1期 自 平成26年8月28日 至 平成27年1月8日	第2期 自 平成27年1月9日 至 平成28年1月8日
期首元本額	100,000円	4,158,834円
期中追加設定元本額	4,435,379円	1,848,053円
期中一部解約元本額	376,545円	2,487,929円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成26年8月28日 至 平成27年1月8日	第2期 自 平成27年1月9日 至 平成28年1月8日
	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	9,428	16,138
合計	9,428	16,138

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

平成28年1月8日現在

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	日米４資産スマートバランス マザー ファンド	1,657,210	1,730,624	
	マネープールマザーファンド	1,726,538	1,730,681	
親投資信託受益証券	合計	3,383,748	3,461,305	
合計		3,383,748	3,461,305	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

＜参考＞

当ファンドは、「日米4資産スマートバランス マザーファンド」「マネープールマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

＊なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日米4資産スマートバランス マザーファンドの状況

貸借対照表

(単位：円)

科 目	平成27年1月8日現在	平成28年1月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	60,034,120	258,629,559
国債証券	460,558,440	1,001,500,920
派生商品評価勘定	14,317,070	27,116,247
未収利息	222,843	365,052
前払費用	—	24,547
差入委託証拠金	487,439,347	468,816,983
流動資産合計	1,022,571,820	1,756,453,308
資産合計	1,022,571,820	1,756,453,308
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,810,110	9,731,147
前受金	1,367,000	2,218,000
流動負債合計	9,177,110	11,949,147
負債合計	9,177,110	11,949,147
純資産の部		
元本等		
元本	981,769,034	1,670,429,723
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,625,676	74,074,438
純資産合計	1,013,394,710	1,744,504,161
負債純資産合計	1,022,571,820	1,756,453,308

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 個別法による時価法によっております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、為替差損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成27年1月8日現在	平成28年1月8日現在
1. 受益権の総数	981,769,034口	1,670,429,723口
2. 担保資産	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。 国債 100,121,400円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。 国債 100,265,900円
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0322円 (10,322円)	1.0443円 (10,443円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成26年1月16日 至 平成27年1月8日	自 平成27年1月9日 至 平成28年1月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引であります。為替予約取引は外貨の送金または実質外貨建て資産に係る将来の為替変動リスクを低減する目的で行っております。株価指数先物取引及び債券先物取引は信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として行っております。 （2）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
--------------------------	--	-----------

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成27年1月8日現在	平成28年1月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

平成27年1月8日現在	平成28年1月8日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 平成26年1月16日 至 平成27年1月8日	自 平成27年1月9日 至 平成28年1月8日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	990,000,000円	981,769,034円
同期中追加設定元本額	8,115,276円	718,021,696円
同期中一部解約元本額	16,346,242円	29,361,007円
元本の内訳＊		
ファンド名		
日米４資産スマートバランス （適格機関投資家専用）	－円	710,651,097円
日米４資産スマートバランス	979,785,336円	958,121,416円
日米４資産スマートバランス （ＤＣ年金）	1,983,698円	1,657,210円
計	981,769,034円	1,670,429,723円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	自 平成26年1月16日 至 平成27年1月8日	自 平成27年1月9日 至 平成28年1月8日
	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	466,440	△35,080
合計	466,440	△35,080

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	平成27年1月8日現在				平成28年1月8日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	461,367,410	—	464,626,960	△3,259,550	458,140,298	—	444,006,640	14,133,658
アメリカ・ドル	461,367,410	—	464,626,960	△3,259,550	458,140,298	—	444,006,640	14,133,658
合計	461,367,410	—	464,626,960	△3,259,550	458,140,298	—	444,006,640	14,133,658

（注）時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - （イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - （ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
 - 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
 - 換算において円未満の端数は切捨てております。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	平成27年1月8日現在				平成28年1月8日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数先物取引								
買 建	219,771,549	—	217,405,708	△2,365,841	142,106,985	—	132,382,318	△9,724,667
合計	219,771,549	—	217,405,708	△2,365,841	142,106,985	—	132,382,318	△9,724,667

（注）時価の算定方法

- 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
 - 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

債券関連

種類	平成27年1月8日現在				平成28年1月8日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
債券先物取引								
買 建	1,775,986,826	—	1,788,137,537	12,150,711	3,303,180,265	—	3,316,184,453	13,004,188
合計	1,775,986,826	—	1,788,137,537	12,150,711	3,303,180,265	—	3,316,184,453	13,004,188

(注) 時価の算定方法

1. 債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

平成28年1月8日現在

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	3 3 6 2年国債	440,000,000	440,011,880	
	3 5 6 2年国債	560,000,000	561,489,040	※
国債証券 合計		1,000,000,000	1,001,500,920	
合計		1,000,000,000	1,001,500,920	

(注) 1. ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

なお、金額は券面額を表示しております。

3 5 6 2年国債

100,000,000円

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引等に関する注記）において表示した表は、「投資信託財産計算規則」附属明細表別紙様式第1号第3デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表に求められている項目（記載上の注意を含む。）を満たしているため、省略いたします。

マネープールマザーファンドの状況

貸借対照表

(単位：円)

科 目	平成27年1月8日現在	平成28年1月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	795,292,119	305,625,972
国債証券	900,007,200	—
特殊債券	200,478,500	—
社債券	902,810,200	1,505,092,200
未収入金	500,917,000	—
未収利息	1,645,453	1,551,487
前払費用	2,377,361	2,918,093
流動資産合計	3,303,527,833	1,815,187,752
資産合計	3,303,527,833	1,815,187,752
負債の部		
流動負債		
未払金	1,100,251,900	—
流動負債合計	1,100,251,900	—
負債合計	1,100,251,900	—
純資産の部		
元本等		
元本	2,198,978,094	1,810,922,174
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,297,839	4,265,578
純資産合計	2,203,275,933	1,815,187,752
負債純資産合計	3,303,527,833	1,815,187,752

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成27年1月8日現在	平成28年1月8日現在
1. 受益権の総数	2,198,978,094口	1,810,922,174口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0020円 (10,020円)	1.0024円 (10,024円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成26年1月16日 至 平成27年1月8日	自 平成27年1月9日 至 平成28年1月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。 （2）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。	同左
	市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成27年1月8日現在	平成28年1月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

平成27年1月8日現在	平成28年1月8日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	自 平成26年1月16日 至 平成27年1月8日	自 平成27年1月9日 至 平成28年1月8日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,010,825,859円	2,198,978,094円
同期中追加設定元本額	1,684,264,205円	280,094,238円
同期中一部解約元本額	496,111,970円	668,150,158円
元本の内訳＊		
ファンド名		
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース	643,433,048円	561,650,930円
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース	192,828,228円	94,413,224円
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース	261,060,925円	95,127,012円
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース	18,746,174円	9,226,631円
アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）為替ヘッジなしコース	17,126,999円	14,023,819円
アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）円ヘッジコース	41,541,880円	25,727,770円
好利回りグローバルC Bファンド（限定追加型）2012-08	6,539,522円	－円
グローバル好利回りC Bファンド2012-09（円ヘッジ）（限定追加型）	17,902,700円	－円
日米4資産スマートバランス	993,011,667円	999,685,242円
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース	4,741,324円	8,043,571円
日米4資産スマートバランス（DC年金）	2,045,627円	1,726,538円
アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）通貨セレクト・プレミアムコース	－円	1,297,437円
計	2,198,978,094円	1,810,922,174円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	自 平成26年1月16日 至 平成27年1月8日	自 平成27年1月9日 至 平成28年1月8日
	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	15,300	—
特殊債券	△313,500	—
社債券	△517,800	△1,893,800
合計	△816,000	△1,893,800

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

平成28年1月8日現在

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
社債券	2 3 G Eキャピタル	100,000,000	100,209,400	
	1 0 J Pモルガンチエース	100,000,000	100,101,800	
	6 A U S T ・ N Z銀行	100,000,000	100,018,700	
	2 0 ラボバンク・ネダー	100,000,000	100,131,300	
	7 オリエンタルランド	100,000,000	100,366,300	
	4 フジメディアHD	100,000,000	100,922,200	
	3 興銀リース	100,000,000	100,103,500	
	2 5 日産フィナンシャル	100,000,000	100,055,000	
	6 2 アコム	100,000,000	100,138,300	
	2 5 三井不動産	100,000,000	100,316,400	
	3 東日本旅客鉄道	100,000,000	100,490,500	
	5 2 1 東京電力	100,000,000	100,638,900	
	4 5 1 関西電力	100,000,000	101,135,800	
	3 0 0 北陸電力	100,000,000	100,313,000	
	2 8 0 四国電力	100,000,000	100,151,100	
社債券 合計		1,500,000,000	1,505,092,200	
合計		1,500,000,000	1,505,092,200	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成28年1月29日現在

I 資産総額	3,577,554円
II 負債総額	1,414円
III 純資産総額（I－II）	3,576,140円
IV 発行済数量	3,567,908口
V 1単位当りの純資産額（III／IV）	1.0023円

（参考）マザーファンドの現況

日米4資産スマートバランス マザーファンド

平成28年1月29日現在

I 資産総額	4,747,329,035円
II 負債総額	1,721,364,143円
III 純資産総額（I－II）	3,025,964,892円
IV 発行済数量	2,855,568,207口
V 1単位当りの純資産額（III／IV）	1.0597円

マネープールマザーファンド

平成28年1月29日現在

I 資産総額	1,765,379,716円
II 負債総額	0円
III 純資産総額（I－II）	1,765,379,716円
IV 発行済数量	1,761,060,842口
V 1単位当りの純資産額（III／IV）	1.0025円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託会社は、前記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成28年1月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

（2）会社の機構（平成28年1月末現在）

① 会社の意思決定機構

定款に基づき15名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとしします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

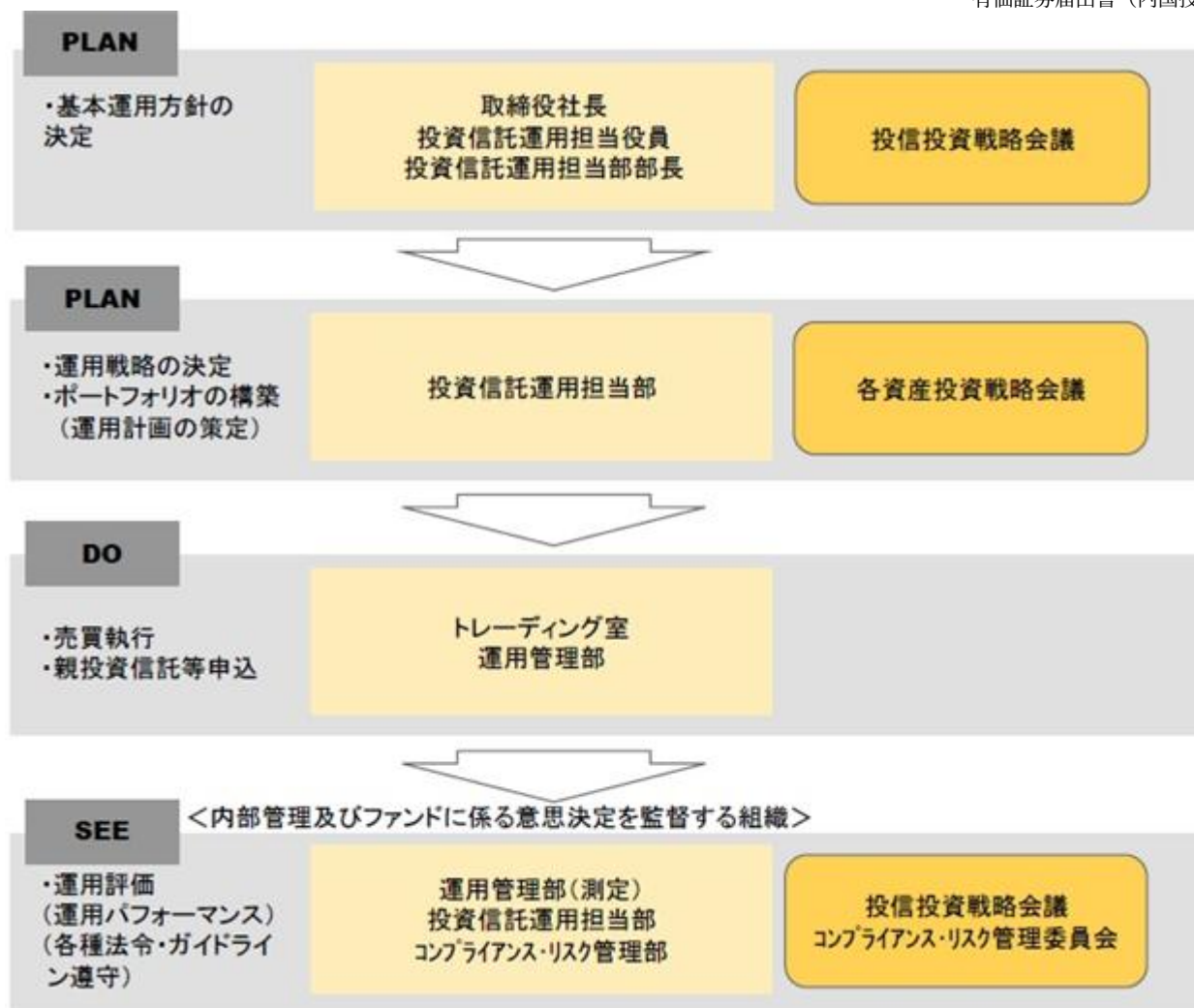
取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

- ・ 投信投資戦略会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
- ・ 各資産投資戦略会議は、投信投資戦略会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、運用計画を策定します。
銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・ 各資産投資戦略会議で策定された運用計画に基づき、トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
- ・ 運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、投信投資戦略会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成28年1月末現在、計119本（追加型株式投資信託102本、単位型株式投資信託17本）であり、その純資産総額の合計は647,860百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (平成26年３月31日)		当事業年度 (平成27年３月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金・預金			3,179,267		3,896,094
2 前払費用			133,019		94,024
3 未収委託者報酬			569,687		814,705
4 未収運用受託報酬			252,128		319,881
5 未収収益			73		107
6 繰延税金資産			57,628		85,853
7 その他			323		84
流動資産合計			4,192,127		5,210,750
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	* 1		47,031		45,249
(2) 器具備品	* 1		10,600		12,797
有形固定資産合計			57,631		58,046
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			64,604		135,587
(2) 関係会社株式			41,085		122
(3) 長期差入保証金			193,917		161,636
(4) 繰延税金資産			110,616		132,485
(5) その他			29		29
投資その他の資産合計			410,253		429,859
固定資産合計			472,419		492,441
資産合計			4,664,547		5,703,191

		前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金			5,256		126,101
2 未払金					
(1) 未払手数料		264,886		391,115	
(2) その他未払金		103,918	368,804	107,030	498,145
3 未払費用			301,051		387,091
4 未払消費税等			47,871		211,457
5 未払法人税等			260,111		583,342
6 前受収益			67,612		47,207
7 賞与引当金			47,208		54,235
8 役員賞与引当金			8,400		11,400
流動負債合計			1,106,316		1,918,981
II 固定負債					
1 退職給付引当金			59,903		64,308
2 資産除去債務			7,625		7,760
固定負債合計			67,528		72,068
負債合計			1,173,844		1,991,050
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			413,280		413,280
資本剰余金合計			413,280		413,280
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			1,515,658		1,750,324
利益剰余金合計			1,515,658		1,750,324
株主資本合計			3,478,938		3,713,604
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			11,764		△1,462
評価・換算差額等合計			11,764		△1,462
純資産合計			3,490,702		3,712,141
負債・純資産合計			4,664,547		5,703,191

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
I 営業収益					
1 委託者報酬		4,255,278		6,931,318	
2 運用受託報酬		2,330,904	6,586,183	2,410,937	9,342,256
II 営業費用					
1 支払手数料		2,108,094		3,520,626	
2 広告宣伝費		6,708		23,637	
3 公告費		1,780		4,180	
4 調査費		1,432,804		1,890,482	
(1) 調査費		569,905		594,023	
(2) 委託調査費		860,367		1,292,599	
(3) 図書費		2,532		3,859	
5 営業雑経費		149,262		191,429	
(1) 通信費		18,408		21,613	
(2) 印刷費		120,430		158,297	
(3) 諸会費		10,423	3,698,650	11,518	5,630,355
III 一般管理費					
1 給料		1,201,183		1,260,113	
(1) 役員報酬		39,975		109,183	
(2) 給料・手当		1,063,436		1,045,995	
(3) 賞与		97,771		104,933	
2 福利厚生費		96,749		102,817	
3 交際費		8,762		10,360	
4 寄付金		200		200	
5 旅費交通費		33,717		37,768	
6 法人事業税		14,646		18,444	
7 租税公課		7,341		8,301	
8 不動産賃借料		238,291		227,534	
9 退職給付費用		33,185		34,819	
10 賞与引当金繰入		47,208		54,235	

		前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
11 役員賞与引当金繰入		8,400		11,400	
12 固定資産減価償却費		15,279		14,237	
13 諸経費		146,303	1,851,270	183,804	1,964,036
営業利益			1,036,262		1,747,864
IV 営業外収益					
1 受取配当金		951		2,211	
2 受取利息		367		464	
3 有価証券売却益		—		1,139	
4 有価証券償還益		—		18,285	
5 為替差益		1,098		2,259	
6 雑益		1,893	4,310	3,746	28,107
V 営業外費用					
1 有価証券売却損		1		—	
2 雑損		2,709	2,711	221	221
経常利益			1,037,861		1,775,751
VI 特別利益					
1 子会社清算益	※ 1	—	—	124,873	124,873
VII 特別損失					
1 固定資産除却損	※ 2	325	325	31	31
税引前当期純利益			1,037,536		1,900,593
法人税、住民税及び事業税			273,769		702,469
法人税等調整額			△50,302		△43,579
当期純利益			814,068		1,241,702

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	701,589	701,589	2,664,870
当期変動額						
当期純利益				814,068	814,068	814,068
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	814,068	814,068	814,068
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	1,515,658	1,515,658	3,478,938

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	8,496	8,496	2,673,366
当期変動額			
当期純利益			814,068
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	3,267	3,267	3,267
当期変動額合計	3,267	3,267	817,335
当期末残高	11,764	11,764	3,490,702

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	1,515,658	1,515,658	3,478,938
当期変動額						
剰余金の配当				△1,007,036	△1,007,036	△1,007,036
当期純利益				1,241,702	1,241,702	1,241,702
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	234,666	234,666	234,666
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	1,750,324	1,750,324	3,713,604

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11,764	11,764	3,490,702
当期変動額			
剰余金の配当			△1,007,036
当期純利益			1,241,702
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△13,227	△13,227	△13,227
当期変動額合計	△13,227	△13,227	221,438
当期末残高	△1,462	△1,462	3,712,141

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～20年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

＊１．有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年３月31日)	当事業年度 (平成27年３月31日)
建物	56,120千円	64,817千円
器具備品	42,124	46,725

（損益計算書関係）

＊１．特別利益の子会社清算益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日)	当事業年度 (自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日)
	—	米国の100％子会社であつた TACT ASSET MANAGEMENT INC.の清算終了によるものです。

＊２．固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日)	当事業年度 (自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日)
器具備品	325千円	31千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	24,085株	一株	一株	24,085株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	407,036千円	利益剰余金	16,900円	平成26年3月31日	平成26年6月26日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	24,085株	一株	一株	24,085株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	407,036千円	16,900円	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成27年3月27日 臨時株主総会	普通株式	600,000千円	24,911円	平成26年3月31日	平成27年3月31日

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。デリバティブは為替変動リスクを低減する目的で実需の範囲で為替予約取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2. 参照）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,179,267	3,179,267	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	48,854	48,854	—
資産計	3,228,121	3,228,121	—

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,896,094	3,896,094	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	119,837	119,837	—
資産計	4,015,931	4,015,931	—
(1) 未払法人税等	583,342	583,342	—
負債計	583,342	583,342	—

注1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
非上場株式	15,750	15,750
関係会社株式	41,085	122

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、

「(2) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

注3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	3,179,166	—	—	—
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	29,028	19,825	—	—
合計	3,208,194	19,825	—	—

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	3,896,001	—	—	—
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	—	119,837	—	—
合計	3,896,001	119,837	—	—

注4．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 122千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券で時価のあるもの
前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	39,282	20,985	18,297
	小 計	39,282	20,985	18,297
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	9,572	9,590	△ 18
	小 計	9,572	9,590	△ 18
合計		48,854	30,575	18,278

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,217	1,200	17
	小 計	1,217	1,200	17
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	118,619	120,100	△ 1,480
	小 計	118,619	120,100	△ 1,480
合計		119,837	121,300	△ 1,462

5. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	98	—	1
合計	98	—	1

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	42,174	1,171	31
合計	42,174	1,171	31

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	49,692	千円
退職給付費用	13,106	
退職給付の支払額	2,895	
退職給付引当金の期末残高	59,903	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	59,903	千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,903	
退職給付引当金	59,903	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,903	

(3) 退職給付に係る負債

簡便法で計算した退職給付費用	13,106	千円
----------------	--------	----

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、9,867千円でありました。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	59,903	千円
退職給付費用	13,437	
退職給付の支払額	9,032	
退職給付引当金の期末残高	64,308	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	64,308	千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64,308	
退職給付引当金	64,308	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64,308	

(3) 退職給付に係る負債

簡便法で計算した退職給付費用	13,437	千円
----------------	--------	----

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、10,316千円でありました。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	96,962千円	112,543千円
未払事業税	19,448	41,100
未払費用否認	19,566	25,132
退職給付引当金	21,349	20,839
賞与引当金	16,824	17,930
その他	4,603	4,758
繰延税金資産小計	178,755	222,305
評価性引当額	△2,815	△3,071
繰延税金資産合計	175,940	219,234
繰延税金負債		
固定資産除去価額	△1,181	△896
その他有価証券差額金	△6,514	—
繰延税金負債合計	△7,695	△896
繰延税金資産の純額	168,244	218,338

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	
住民税均等割	0.2	
税務上の繰越欠損金の利用	△16.4	
評価性引当額の増減	△1.8	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.7	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.5	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%になります。

その税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,550千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.7%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
期首残高	7,492千円	7,625千円
時の経過による調整額	133	135
期末残高	7,625	7,760

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社損害保険ジャパン	453,804	—
日本興亜損害保険株式会社	253,819	—
NK S J ひまわり生命保険株式会社	179,208	—

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

記載すべき重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

記載すべき重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	NK S J ひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1）	運用受託報酬の受取り	179,208	未収運用受託報酬	95,172
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	—	投資信託に係る事務代行の委託等（注2）	投資信託代行手数料の支払い	331,709	未払手数料	75,919

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

（注2）代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1）	運用受託報酬の受取り	188,089	未収運用受託報酬	102,679
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	—	投資信託に係る事務代行の委託等（注2）	投資信託代行手数料の支払い	371,167	未払手数料	92,290

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

（注2）代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

3. NK S J ひまわり生命保険株式会社は、平成26年9月1日に商号を損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社に変更しております。

4. 損保ジャパンDC証券株式会社は、平成26年9月1日に商号を損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社に変更しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（東京証券取引所・大阪証券取引所に上場）

なお、NK S Jホールディングス株式会社は、平成26年9月1日に商号を損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社に変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	144,932.64円	154,126.69円
1株当たり当期純利益金額	33,799.80円	51,555.01円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益（千円）	814,068	1,241,702
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	814,068	1,241,702
期中平均株式数（株）	24,085	24,085

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第31期中間会計期間 (平成27年9月30日)
区分	注記 番号	金額（千円）
(資産の部)		
I 流動資産		
1 現金・預金		3,937,172
2 前払費用		83,040
3 未収委託者報酬		907,995
4 未収運用受託報酬		383,249
5 未収収益		133
6 繰延税金資産		72,518
7 その他		1,120
流動資産合計		5,385,230
II 固定資産		
1 有形固定資産	※ 1	57,722
2 無形固定資産		4,535
3 投資その他の資産		
(1) 長期差入保証金		161,598
(2) 繰延税金資産		140,082
(3) その他		123,753
投資その他の資産合計		425,433
固定資産合計		487,691
資産合計		5,872,921

		第31期中間会計期間 (平成27年9月30日)
区分	注記 番号	金額（千円）
(負債の部)		
I 流動負債		
1 預り金		4,271
2 未払金		
(1) 未払手数料		374,794
(2) その他未払金		117,681
未払金合計		492,476
3 未払費用		400,034
4 未払法人税等		355,712
5 前受収益		36,977
6 賞与引当金		50,347
7 役員賞与引当金		4,500
8 その他	※ 2	67,910
流動負債合計		1,412,229
II 固定負債		
1 退職給付引当金		67,586
2 資産除去債務		7,830
固定負債合計		75,416
負債合計		1,487,646

		第31期中間会計期間 (平成27年9月30日)
区分	注記 番号	金額（千円）
(純資産の部)		
I 株主資本		
1 資本金		1,550,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		413,280
資本剰余金合計		413,280
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,434,243
利益剰余金合計		2,434,243
株主資本合計		4,397,523
II 評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		△ 12,248
評価・換算差額等合計		△ 12,248
純資産合計		4,385,275
負債・純資産合計		5,872,921

(2) 中間損益計算書

		第31期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
I 営業収益			
1 委託者報酬		3,846,111	
2 運用受託報酬		1,212,392	5,058,503
II 営業費用			
1 支払手数料		1,945,319	
2 広告宣伝費		11,471	
3 公告費		200	
4 調査費		959,198	
(1) 調査費		305,778	
(2) 委託調査費		651,541	
(3) 図書費		1,878	
5 営業雑経費		96,335	
(1) 通信費		9,014	
(2) 印刷費		76,182	
(3) 諸会費		11,139	3,012,525
III 一般管理費			
1 給料		627,226	
(1) 役員報酬		46,583	
(2) 給料・手当		550,163	
(3) 賞与		30,479	
2 福利厚生費		56,330	
3 交際費		3,113	
4 旅費交通費		20,283	
5 法人事業税		14,295	
6 租税公課		4,217	
7 不動産賃借料		108,061	
8 退職給付費用		24,071	
9 賞与引当金繰入		50,347	
10 役員賞与引当金繰入		4,500	
11 固定資産減価償却費	※ 1	6,340	
12 諸経費		100,444	1,019,232
営業利益			1,026,744

		第31期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
IV 営業外収益			
1 受取配当金		90	
2 受取利息		288	
3 有価証券売却益		19	
4 為替差益		444	
5 雑益		5,301	6,143
V 営業外費用			
1 雑損		0	0
経常利益			1,032,888
VI 特別損失		663	663
税引前中間純利益			1,032,224
法人税、住民税及び事業税			342,567
法人税等調整額			5,738
中間純利益			683,919

(3) 中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	1,750,324	1,750,324	3,713,604
当中間期変動額						
中間純利益				683,919	683,919	683,919
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	683,919	683,919	683,919
当中間期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,434,243	2,434,243	4,397,523

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△ 1,462	△ 1,462	3,712,141
当中間期変動額			
中間純利益			683,919
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	△ 10,785	△ 10,785	△ 10,785
当中間期変動額合計	△ 10,785	△ 10,785	673,134
当中間期末残高	△ 12,248	△ 12,248	4,385,275

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～20年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第31期中間会計期間
（平成27年9月30日）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	110,305千円
※ 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第31期中間会計期間
（自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日）

※ 1 減価償却実施額 有形固定資産	6,340千円
-----------------------	---------

（中間株主資本等変動計算書関係）

第31期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,085	—	—	24,085
合計	24,085	—	—	24,085
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第31期中間会計期間（平成27年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	3,937,172	3,937,172	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	107,851	107,851	—
資産計	4,045,024	4,045,024	—

注1．金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

注2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	15,750
関係会社株式	122

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

第31期中間会計期間（平成27年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式122千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

	種 類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	107,851	120,100	△ 12,248
	小 計	107,851	120,100	△ 12,248
合計		107,851	120,100	△ 12,248

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第31期中間会計期間（平成27年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	7,760千円
時の経過による調整額	69
中間期末残高	7,830

(セグメント情報等)

セグメント情報

第31期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第31期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

	第31期中間会計期間 (自 平成27年４月１日 至 平成27年９月30日)
１株当たり純資産額	182,074.96円
１株当たり中間純利益金額	28,396.06円
	なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (自 平成27年４月１日 至 平成27年９月30日)
中間純利益（千円）	683,919
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	683,919
普通株式の期中平均株式数（株）	24,085

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

① 名称

株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

② 資本金の額

279,928百万円（平成27年9月末現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称	：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	：51,000百万円（平成27年9月末現在）
事業の内容	：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

（単位：百万円、平成27年9月末現在）

名 称	資本金の額	事業の内容
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

（2）販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙に、委託会社及び販売会社の名称を記載し、当ファンド、委託会社及び販売会社のロゴマークや図案を表示し、イラスト、写真等を採用することがあります。また、目論見書の表紙に、当ファンドの概略的性格を表示する文言を記載することがあります。さらに、目論見書の裏表紙に当ファンド及び委託会社のロゴを記載することがあります。
2. 金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」という名称を使用することがあります。また、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の別称として「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）の表紙あるいは裏表紙に、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書である旨を記載することがあります。
4. 投資信託説明書（請求目論見書）の表紙に課税上の取扱いに関する記載をすることがあります。
5. 目論見書に記載する運用状況に関する情報等は、適宜更新することがあります。
6. 目論見書の表紙等に「金融商品取引業者登録番号」、「使用開始日」等を記載することがあります。
7. 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に信託約款を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
9. 投資評価機関、投資評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
10. 目論見書の表紙等に以下の内容を記載することがあります。
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月4日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真 敏 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月9日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 澤 裕 治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日米4資産スマートバランス（DC年金）の平成27年1月9日から平成28年1月8日までの第2期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日米4資産スマートバランス（DC年金）の平成28年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月24日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小澤 裕 治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則 央 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。